

平成 30 年 9 月 12 日

情報提供ネットワークシステムにおける情報連携の監視状況について

個人情報保護委員会では、情報提供ネットワークシステムで情報連携される情報提供等記録を取得し、それを分析することで、行政機関等の職員による不適切な利用（興味本位での照会や名簿作成等）がないかを監視している。

平成 29 年 7 月から運用が開始された情報提供ネットワークシステムによる情報連携とその監視状況を報告する。

1. 情報連携の件数

約 3,780,000 件（平成 29 年 7 月 18 日～平成 30 年 7 月 31 日）

2. 情報連携された主な事務

児童手当の支給（認定請求に係る事実の審査）

約 560,000 件

地方税の賦課徴収（個人住民税の配偶者控除等の適用）

約 480,000 件

国民健康保険の保険給付の支給等（被保険者の資格取得又は喪失の確認）

約 350,000 件

日本学生支援機構法による学資の貸与（奨学金申請に係る審査）

約 200,000 件

3. 監視方法

- （1）監視・監督システムでの照会件数の変動、休日の情報照会、記録事項変更の発生理由確認等
- （2）データ分析専門事業者による照会件数の統計及び相関分析（別紙 1）

4. 調査

上記 3 の監視方法によって、調査が必要と判断された機関に対し、監視監督室職員が聞き取り調査を実施

5. 要調査事案の主な調査結果の内容

調査を必要とした事案について、聞き取り等により判明した主な事例は以下のとおりである。

- ・ 担当者によって情報照会を行うタイミング等が異なることによる照会件数の増減
- ・ 被扶養者の実態調査のために一括照会機能を使用し、複数の機関に対して大量の情報照会を実施したことによる照会件数の増加
(同一内容のリストを用いて複数の周辺自治体に対し、情報の有無を調査するための照会を行っていたことから、所管省庁から情報連携本来の利用方法ではないことを指導)

以 上

別紙1 データ分析専門事業者による分析例

【仮説（例）】

同じ機関において、関連する事務手続きは**一定の比率**で行われる。

【仮説（例）】

